

## 総務文教厚生常任委員会記録

- |   |       |  |  |  |  |
|---|-------|--|--|--|--|
| 1 | 日 時   | 令和7年6月13日（金）午前10時～午後2時25分  |  |  |  |
| 2 | 場 所   | 全員協議会室   |  |  |  |
| 3 | 出席委員  | （副委員長） 岡本 泰行<br>（委員） 坂ノ井 徳 篠脇 丈毅 田中 晴美 長友 光子<br>平井 保彦 山本 達也  |  |  |  |
| 4 | 欠席委員  | （委員長） 岩田 優美  |  |  |  |
| 5 | 委員外議員 | 中川 隆志 平岡 実千男 藤沢 宏司   |  |  |  |
| 6 | 執行部参与 | 副市長 宮本 裕<br>会計管理者 丸川 貴子<br>会計課 課長 川尻 由紀子<br>（総合政策部） 部長 藤村 英明<br>政策企画課 課長 三浦 賢太郎<br>地域づくり推進課 課長 守田 訓<br>（総務部） 部長 丸川 貴司<br>部次長（危機管理課長） 酒井 正樹<br>総務課 課長 久角 恵一<br>大島地区担当課長 濱岡 健陽<br>財政課 課長 山本 健司<br>（市民部） 部長 藤森 斉<br>市民生活課 課長 應潟 雄一<br>税務課 課長 礪部 理子<br>（健康福祉部） 部長（社会福祉事務所長） 益田 昌明<br>社会福祉課 課長 山本 直邦<br>こどもサポート課 課長 岩原 幸枝<br>高齢者支援課 課長 藤井 裕久<br>健康増進課 課長 上田 芳枝<br>西福祉センター 館長 廣中 美幸<br>（教育委員会） 教育長 西元 良治<br>教育部長 室田 和範<br>教育総務課 課長 檜垣 彰宏<br>学校教育課 課長 大田 恵也<br>生涯学習・スポーツ推進課 課長 西本 龍<br>文化財室 室長 大岡 弘明<br>柳井図書館 館長 小柳 五寛<br>学校給食センター 所長 西本 佳孝<br>（選挙管理委員会事務局） 書記長 柳屋 康彦<br>（監査委員事務局） 局長 兼深 博史 |  |  |  |

7 議会事務局 次長 寺岡 富美 書記（主査） 坪野 芳美 松本 航

## 8 協議事項

### 1 【付託議案等】

- (1) 議案第30号 柳井市非常勤職員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について [選挙管理委員会]
- (2) 議案第31号 柳井市税条例の一部改正について [税務課]
- (3) 議案第33号 辺地に係る総合整備計画の変更について [政策企画課]
- (4) 議案第34号 工事請負契約の締結について [総務課]
- (5) 議案第36号 工事請負変更契約の締結について [生涯学習・スポーツ推進課]
- (6) 議案第37号 損害賠償に関する和解及び額の決定について [社会福祉課]
- (7) 議案第38号 (分割付託) 令和7年度柳井市一般会計補正予算(第1号)

### 2 【付託調査事項について】

- (1) 学校教育等問題について
- (2) 市民生活に関わる社会福祉について
- (3) 環境に関する調査について
- (4) 防災に関する事項について

### 3 【その他】

( 開会 午前10時00分 )

副委員長（岡本 泰行） 定刻がまいりました。委員会の開会に先立ちまして、互礼を行いたいと思います。御起立をお願いいたします。

【 「互礼」 「よろしく申し上げます」 「御着席願います」 】

副委員長（岡本 泰行） ただ今から総務文教厚生常任委員会を開会いたします。各委員の皆様、執行部の皆さんには大変お忙しい中、御出席くださりまして誠にありがとうございました。

まず初めに、本日は岩田委員長より、委員会条例第13条の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、皆様方に御報告を申し上げておきます。従いまして、これより委員会条例第16条第1項の規定により副委員長の岡本が委員長の職務を行います。

また、本日の会議に3名の委員外議員さんより、出席したい旨の申し出がございましたので、これを許可したいと思います。

この度の協議事項につきましては、先の本会議で、本委員会に付託となりました分割付託1件を含む議案7件と付託調査事項及びその他でございます。審査の進め方でございますが、最初に市民部、健康福祉部及び教育委員会関係を、次に総合政策部、総務部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局関係をそれぞれ一括で行いたいと思います。

発言の際には、挙手の上、大きな声ではっきりと発言してください。また、私語は控えていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、委員外議員につきましては、執行部からの説明・報告に対してのみ、質疑が可能であり、また、執行部に対して要望はできない申し合せになっておりますので、よろしくお願いいたします。

ます。

それでは、付託議案等の審査を行います。

議案第31号、柳井市税条例の一部改正について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

税務課長（磯部 理子） 議案第31号、柳井市税条例の一部改正につきまして、ファイル番号1番の税務課、令和7年度税制改正の資料によって御説明いたします。議案と併せて資料を御覧ください。この度の条例改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、法改正のうち本年4月1日より後の施行期日部分に関する条例改正について、議会の議決を求めるものでございます。本案による条例改正の主な内容は、次の3つの事項になります。まず、公示送達に関する規定の改正について御説明いたします。手続や業務の処理において、利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、公示送達の方法について、これまで市の施設等の掲示場に掲示することで行っていた公示送達を、市のホームページに公示事項を公表するとともに、市役所等の掲示場における書面での掲示、または市の事務所に設置したパソコン等の電子計算機器の画面に表示する方法で行えるよう所要の措置を講ずるものでございます。施行日は公布日から起算して3年3月を超えない範囲内において施行されることとなります。次に、個人市民税の改正について御説明いたします。物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、大学生年代の子等に関する特別控除に係る規定の整備です。大学生年代の子等を扶養している納税義務者は、子どもがアルバイト等によって年収103万円を超えると、自身の所得から扶養控除を受けることができませんでした。現行の大学生年代の19歳以上23歳未満の子等が対象となる特定扶養控除の所得金額の上限を48万円以下給与収入103万円相当から58万円以下給与収入123万円相当に引き上げ、加えてこの子等が既存の扶養控除対象となる所得要件を超えた場合であっても、所得に応じて控除額を遡減させる特定親族特別控除が新たに創設されたことに伴い所要の措置を講ずるものでございます。この特定親族特別控除は、子等の合計所得金額が95万円給与収入160万円相当までは、親等が特定扶養控除と同額の45万円の所得控除が受けられます。合計所得金額が95万円を超えた場合には、控除額が段階的に遡減し、合計所得金額123万円給与収入188万円相当で控除が消失する仕組みでございます。なお、所得税においては、合計所得額85万円以下から控除額が遡減されます。また、この特定親族特別控除の創設に伴い、申告書の提出や記載事項に係る規定の整備をしますのでございます。令和8年1月1日の施行となります。次に、市たばこ税の改正です。加熱式たばこについては、紙巻きたばこより税負担水準が低く課税の公平性を欠いている状況を踏まえた国のたばこ税の見直しに伴い、市たばこ税においても、課税の適正化の観点から、加熱式たばこに係る課税方式について見直されたものです。現行の重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算する方式から、重量のみで本数換算する方式に、また、一定の重量以下のものは加熱式たばこ1本をもって紙巻きたばこ1本に関する仕組みに見直されることに伴う所要の措置です。この改正につきましては、激変緩和措置として令和8年4月から同年10月からの2段階で課税方式の見直しが実施されます。こちら、令和8年4月1日の施行となります。申し訳ございません。資料の訂正がございました。資料の加熱式たばこの換算本数の※②の1個

あたりの重量0.2g未満のものとありますのは、4g未満の間違いでございます。大変失礼いたしました。以上が今回の条例改正の補足説明になります。

副委員長（岡本 泰行） ただ今の説明を受けまして、各委員さんのほうから、何か御質疑、御意見等は、ございましたら、お願いいたします。

委員（坂ノ井 徳） たばこの件ですが、従来の税込2億ちょっとと均衡、同じような金額になったわけですか。

税務課長（磯部 理子） 加熱式たばこは、品目によって割合が違いますが、紙巻きたばこのだいたい7割から9割程度の税で低い水準となっております。そちらを紙巻きたばこの課税水準に併せていこうというものになっています。

委員（坂ノ井 徳） それはわかるのだが、税収は。

税務課長（磯部 理子） 税収につきましては、具体的に今、加熱式たばこが全国的に喫煙者の4割程度が加熱式たばこになっていらっしゃるという状況で、こちらが徐々に上がってきてまして、柳井市における割合はわかりませんので、具体的な数字は今の段階では申し訳ございませんが、わからないということでございます。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

委員（平井 保彦） 公示送達について、公民館等でも見れますよということですよ。

税務課長（磯部 理子） 現行も公示送達は書面で行ってまして、市の掲示場、公民館の掲示場で掲示させていただいています。こちらは引き続き行うということになっています。

委員（平井 保彦） ネットで公民館のパソコン等を使って見れますよということですよ。

税務課長（磯部 理子） そのとおりでございます。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それではないようございますので、以上で質疑を終わります。これより、議案第31号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって議案第31号は全員異議なく可決と決しました。次は、議案第36号、工事請負変更契約の締結について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） それでは、議案第36号、工事請負変更契約の締結について、補足説明を申し上げます。本案は、令和6年12月20日に本契約を締結した柳井市弓道場新築工事における建築主体工事に係る工事請負契約について、工事内容に変更がございましたので、請負金額を変更するものです。工事内容を変更する主な理由は、次の4点です。1点目は、既設柔剣道場の改修で、外部階段手摺り壁の塗装部にアスベストが検出されたため、その除去工事が必要となったためです。2点目は、別途工事である進入路等造成工事との調整

により、新築工事側の施工範囲内に雨水枡を設置する必要が生じたため、その施工に伴う費用が増額となったためです。3点目は、射場と的場をつなぐ構造について、建築確認時に変更指示があり、その施工に伴う費用が増額となったためです。4点目は、本市では、令和6年10月から、受注者希望型での月単位の週休2日工事を導入しており、本工事においては、これまでの経過及び今後の計画により、月単位の週休2日工事を達成する見込みであることから、労務単価補正率を通期の週休2日工事から月単位の週休2日工事への変更希望があり、労務単価の補正が必要となったためです。なお、工期につきましては、原契約から変更はなく、令和7年8月29日の完成を予定としております。私からの説明は以上です。

副委員長（岡本 泰行） ただ今の説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

委員（篠脇 丈毅） アスベストの話が出たんですが、古い建物を解体して新築をするために、古い建物の中にアスベストが発生したということですか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 古い建物を解体するのではなく、改修する工事にあたりアスベストが発見されましたので、解体はしません。現在ある柔剣道場をそのまま利用する形で工事を進めております。

委員（篠脇 丈毅） それが主たる変更の理由ですね。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） おっしゃるとおりでございます。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

委員（平井 保彦） 4番目の通期単位から月単位に変更希望が出たのでそれに変えたことによって金額が上がったという説明だったと思いますが、これはどちらでもできるのだけれども高いほうの月単位に変えたというようにも取れるのですが、その辺りはいかがでしょうか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 通期というのは最初の準備の工事の稼働が少ない間にしっかり休みを取っておいて、繁忙期には週1の休みで済むようにするのが通期でございます。月単位とは、初めからずっとひと月で2日取るように工事をするということでございます。それについて、最初はわからないので、通期で申請しておいて、工事がある程度の進捗状況、今後の計画がわかった時点でこのまま達成ができるというふうに受注者が判断した時に、切り替えることができるものでございます。ですから、この度はそれが可能だということを受注者が判断しましたので、希望があったということ、それに伴って補正率を変えるので費用が上がるということでございます。

委員（平井 保彦） 最初から高いほうで計算することもできたのかなとは思いますが、いろいろな事情があるということでしょうか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） そこについては、月2日を当初から達成することは非常に難しい、想定しがたいところがあるので、基本的にはまずは通期でみなさん申し込まれるということでございます。その難易度の高いものを達成できる見込みができたということでございますので、この度に変更の申請がございました。これに伴い、私どもは対応したいと考えています。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

委員（山本 達也） 3番目の射場と的場の変更についてですが、弓道場において、設計段階、原

設計の段階でメインは射場と的場のことしかないと僕たち素人は考えるけれども、それがここにきて変更というのはどういう変更ですか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） この度、射場と的場を貫く構造の変更というのがエキスパンションジョイントというのを追加しました。これは、2つ以上の建物を結ぶ構造の時に、そのまま1本の梁で通してしまうと地震等が起こったときに緩衝して大きな被害が出てくるということで、当初は1本の梁で繋いで、建物、射場と的場を繋ぐように構造しておったんですけども、建築申請時に県土木からここは空間を設けて緩衝をしないようにしたほうが良いと指導を受けまして、それに伴い工事を変更したものでございます。

委員（山本 達也） ということは、当初の設計に不備があったわけではなくて、途中でそういう県の指導があつて変わったということだね。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） おっしゃるとおりでございます。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

委員外議員（藤沢 宏司） 2つあるんですが、まずは建築確認が通ってないのに発注をかけるんですか。まずそれが1つ、それと工事期間について単価が上がる週休2日とありますが、作業日数は最初から変わってないんじゃないですか。それで、単価を上げるとか変更するというのはいない話なんじゃないですか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 今、御指摘がありました建築確認を完了してから施工するべきではないかという御指摘につきましては、建築確認を申請してから建築確認済証の交付まで最低でも2か月程度期間を要するというところでございます。限られた工期の中で設計の納品を受けるためには、確認済証の交付までを要件とせず、確認申請を行う、発注する必要がございました。この手法につきましては、各自治体においても珍しくないと私どもは認識しております。次に、週休2日を途中で変えるのはいかがかということでございますが、先ほども申しましたが、当初から月2日程度、月単位での週休2日工事やはり非常にハードルが高いという工事でございます。そこにつきましては、やってみないとわからない所がありますので、ある程度やってみてできた時には変更ができるように、これは令和6年10月から希望型での月単位での週休2日工事を導入しましたので、この制度に伴って申請があつたということでございます。それに伴う、費用の増額でございます。

委員外議員（藤沢 宏司） そうにしても、要するに発注かけて契約した後に休みの取り方が変わったということで変更になつたというんだけど、それでいいとしても作業日数的には一緒じゃないかなと思つて。それが、週休2日とかずつとなるといったら工程を例えば延ばさないといけんという話になるんじゃないのかと。今のパターンだったら工程をそのまま週休を全部2日にするとしたら、作業日数も減つたということですよ。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 工程につきましては同じでございます。当初は工事が動くまでは、ある程度忙しくないということで、そこでまとめて休みを取るという計画でございました。それで、実際に工事が忙しくなつて、繁忙期になつた時には、週休1日で考えてお

りました。それで、トータルで週休2日を最初が多くて、後半休みが少ないと週休2日をトータルで考えておりました。これが、ずっと通して週休2日を達成できる見込みになったということからこの度の変更申請があったということでございます。なかなか当初から週休2日を組むというのは、忙しい時にはやっぱり工事をしたい、そういった希望があるので、そこは週1日で組んでおって、トータルで週休2日を通期で全体を通して達成するような形で計画をしておったということでございます。

委員外議員（藤沢 宏司） そっちのほうは良しとして、建築確認のほうだけど、図面ができないのに全部発注かけてやるということよね。そうしたら途中でどんどん変わっていったらどんどん単価とかいろいろなものが変わってくるよね。それって普通ありえないんじゃないかね。そうはいっても自分の家を建てるのに途中で変更をかけるというのはあるのかもしれないけど。でも、あんまりどうなのかなと思って。図面ができんのに発注かけても、もう先に作りよるっていうのは往々にしてあることなんかもしれないけど。それ以上は言われんけど。これ、全庁的にそういう話って言われましたよね。全部が本当にそんな形なんですか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） この手法につきましては、他の自治体でも採用されていて、先ほども申しましたが、どうしても確認済証の交付まで時間がかかるということで、ある程度こちらの手法をとられている自治体があるというふうに私ども認識しておりまして、決して珍しくはないということでございます。ある程度工期を優先してのやむを得ない判断であったということで、御理解いただけたらと思います。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより、議案第36号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって議案第36号は全員異議なく可決と決しました。次は、議案第37号、損害賠償に関する和解及び額の決定について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

社会福祉課長（山本 直邦） 本会議の中でも説明しておりますが、改めて議案第37号について補足説明を申し上げます。本件は、令和7年3月21日午後2時51分頃に発生いたしました、柳井市余田地内市道柳井田布施線尾林集会所前交差点における公用車事故に係るものでございます。当日、職員が公用車を用いて信号機のない尾林集会所前交差点を市道尾林線から市道柳井田布施線に進入する際、後続車に注意が偏り、安全確認を怠り、市道柳井田布施線を田布施方面から走ってきた相手側車両に気付くことなく公用車を前進させ、公用車の車両前部分を相手側車両の左側面に衝突させる事故を発生させたものでございます。相手方車両の修理代等を柳井市の損害賠償額として支払うことで和解協議が整い、令和7年5月8日に仮示談を締結しており、今回議会の議決をお願いするものでございます。なお、今回の損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会自動車損害共済から補填される予定でございます。また、人的被害につきましては、相手方保険会社より情報提供があり、当日岩国医療セン

ターでの検査は異常なしとのことで一旦、御自宅へ帰宅されましたが、その後、右側胸部に痛みがあり、再度、同医療機関で受診した結果、通院を要することとなり地元の医療機関で現在、治療のため通院中でございます。完治までは一定期間かかる見込みでございますが、5月中旬に状況をお伺いしたところ、ほぼ痛みはないとのことでした。つきましては、怪我が完治され、人的損害賠償額が決定し、和解協議が整い次第、議会に提出させていただく予定でございます。今後とも、職員への交通安全に対する指導等継続的に行い、事故防止に努めてまいります。以上で補足説明を終わります。

副委員長（岡本 泰行） ただ今の説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

委員（坂ノ井 徳） 事故の時の状況をもう1回教えて。

社会福祉課長（山本 直邦） 尾林集会所前の交差点は信号がございません。そこで、市道柳井田布施線を田布施方面から柳井に相手方が通っておりました。そこを、市道尾林線を左右を確認せず、車がいる所を前に出てしまいました。相手方の車と衝突する車同士の事故ということでございます。

委員（坂ノ井 徳） そのあと、要は右側から来る車に対してほとんど見ていない。その辺はどうなの。

社会福祉課長（山本 直邦） 申しあげましたように後ろの車に注意が向いてしまったということをお本人から聞いております。

委員（坂ノ井 徳） 後ろを注意するよりも左右を注意するべきじゃないのかね。

社会福祉課長（山本 直邦） おっしゃるとおりなんですけど、なかなかそこができていなかったということでございます。

委員（坂ノ井 徳） 運転手はおいくつくらいの方。

社会福祉課長（山本 直邦） 20代の職員でございます。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

委員外議員（中川 隆志） 本会議の時にも質問して物的損害の補償だということで納得していたんだけど、今の話を聞くと修理代等って言っているけど、この等の部分って何が入っているんですか。

社会福祉課長（山本 直邦） 自動車の修理代プラスレッカー代でございます。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより、議案第37号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって議案第37号は全員異議なく可決と決し

ました。それでは、分割付託となっております議案第38号、令和7年度柳井市一般会計補正予算（第1号）について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

社会福祉課長（山本 直邦） 補正予算書19号上段をお願いいたします。1項社会福祉費、11目西福祉センター運営費でございます。12節委託料につきましては、耐震補強等工事に係る実施設計委託料でございます。平成29年度に耐震診断を行った結果、耐震性を満たしておらずこの度、工事の財源確保の目途が立ったことから実施するものでございます。耐震補強と併せ、トイレの洋式化、照明のLED化、1階会議室、講義室の段差を取り除くフローリング改修等を行うこととしております。なお、上の11節役務費でございますが、耐震補強等工事に係る確認申請手数料でございます。次に、3項生活保護費、2目扶助費でございます。12節の電算システム改修委託料につきましては、生活扶助基準の見直し対応及び被保護者調査の調査項目変更に伴うものでございます。21節の賠償金につきましては、公用車事故に係る損害賠償費用でございます。先ほど御説明いたしました物的損害賠償費用及び相手方の治療に係る人的損害賠償費用を予算計上するものでございます。なお、人的損害賠償額については、概算で自賠償保険の限度額を要求させていただいております。

市民生活課長（應湯 雄一） 続きまして、20号をお願いいたします。保健衛生費でございます。6目環境衛生費には、予算案の概要26号に掲載しております脱炭素化推進事業について経費を計上しております。18節負担金補助及び交付金の下段に、宅配ボックス設置促進補助金を計上しています。これは、運送業の再配達を削減し、運搬に係るCO<sub>2</sub>削減に資するため、宅配ボックスの設置を促進し、いわゆる置配を推進するものでございますが、令和6年度より実施しているものを拡充いたしました。宅配ボックスの購入に当たり、補助率の2分の1は変わりませんけれども、上限を1万円の補助金とすることとしています。7目予防費でございます。18節負担金補助及び交付金に新規事業として、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金を計上しています。飼い主のいない猫を保護するにあたり、オス猫の去勢については、5,000円、メス猫の不妊手術については、1万円の手術代を補助するもので、いわゆる野良猫の増加を抑制し、地域トラブルの軽減と人と猫の共生する社会の実現を目指すものでございます。

健康増進課長（上田 芳枝） 続きまして、同じく20号から21号の平郡診療所運営費について御説明します。予算案の概要は22号です。この度の補正予算に計上しております費用は、昨年9月17日から12月11日までの3か月間に平郡東地区の平郡郵便局及び平郡診療所で実施した総務省の郵便局等の公的地域基盤連携推進事業として行ったオンライン診療・オンライン服薬指導の実証事業を実装するものでございます。実証事業では、平郡診療所の診療日以外の日に平郡郵便局内に設置した専用室でオンライン診療とオンライン服薬指導を実施するとともに平郡診療所の診療日には対面診療を実施したのちに平郡郵便局に移動してオンライン服薬指導を行いました。いずれの場合も薬は薬局から患者宅に郵送によりお届けいたしました。実証事業に参加していただいた患者へのアンケート調査によると、オンライン診療・オンライン服薬指導への満足度は高いものの、薬の配送料等に係る費用が患者負担とならない方法についても検討する必要があることがわかりました。高齢化が市内でも著しく高い平郡島において、今後の医療提供体制が確保できるよう、また、院外処方による患者への効果を高め、患者が少しでも安心して平郡島で暮らしていけるよう平郡東西地区でオンライン服薬指導によ

る院外処方取組を行っていきたいと考えております。院外処方に変更することによるメリットとして、薬剤師から薬の飲み方や保存方法などの十分な説明を受けることができること、薬の飲み合わせや副作用などの相談ができること、薬が多く処方されていないか確認ができることなどが考えられます。平郡東地区では実証事業で実施した内容をもとに実装を行い、平郡西地区では簡易郵便局が休止となっているため、平郡西診療所内にスペースを確保して実施します。また、薬代の支払いに関しては、平郡東地区では郵便局から振り込みをしてもらいますが、平郡西地区では支払いができる金融機関がないことから、代金引換による方法で実施する計画です。補正予算書に戻りますが、需用費の医薬材料費は、オンライン服薬指導により本土側薬局での院外処方となることから診療所では処置及び緊急に使用する薬の購入のみとなるため減額をしております。役務費は、薬の郵送料、薬代の振込手数料などを計上しています。患者負担とならないよう平郡東地区では郵送料、振込手数料、平郡西地区は郵送料及び代引手数料、代引きで受け取った薬代の送金手数料を市が負担することとしております。委託料のうちオンライン診療等支援事務委託料は、平郡郵便局内の専用室内でオンライン診療及びオンライン服薬指導が行えるよう、機器の管理や操作の支援などを郵便局に委託するものです。電子処方箋管理サービス導入業務委託料は、東西診療所の医師の電子カルテ用パソコンから処方箋情報を薬局に送信できるようにするための費用となります。使用料及び賃借料は、OA機器や医療用機器のリースにかかるもの、また、電子処方箋管理サービスの使用料などとなっております。なお、医療用機器については、3年間の契約となることから、7分の債務負担行為補正をお願いしております。歳入ですが、11分の平郡診療所使用料は、オンライン服薬指導の導入により院外処方となるため、薬代の収入や健康保険からの診療報酬が減ることから減額補正をしております。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 続いて、28分をお願いいたします。10款の教育費、教育総務費、事務局費をお願いします。12節委託料の測量・設計委託料は、伊保庄地区コミュニティ施設整備事業に係る経費として、旧柳井南中学校跡地の整備計画を検討するための経費です。用地取得に向けて用地測量を行い跡地の基礎情報を整理し、跡地内の全体に係る計画を策定するものです。次の16節公有財産購入費は、旧柳井南中学校の現在の地権者から用地を購入するための経費です。特別養護老人ホーム伊保庄園の移転と伊保庄地区コミュニティ施設の整備を視野に入れ、用地を購入することで、土地の権利関係を整理し、跡地の一体的な整備を推進するものです。続いて、29分の2項小学校費、1目学校管理費、12節委託料の実施設計委託料は、市内小学校の特別教室の空調設備、屋内運動場バリアフリー・トイレの改修、外壁の改修、理科室の理科実験台や家庭科室の家庭科調理台の更新のための実施設計委託料です。続いて、3項中学校費、1目学校管理費、17節備品購入費の学校設備備品購入費は、柳井中学校特別支援教室に設置する備品を購入費のための経費です。続いて、30分の2目教育振興費、12節委託料の屋内運動場無線環境整備業務委託料は、柳井西中学校、大島中学校2校の屋内運動場に無線環境を整備するための経費です。活用方法としては、文化祭や、総合的な学習の時間の学習成果の発表、保健体育の授業でマット運動等の動きを動画に撮影して、フォームの改善につなげるなど教育環境の質的向上を図るものです。

柳井図書館館長（小柳 五寛） 続きまして、図書館費でございます。柳井図書館の6月補正につ

きましては、みどりが丘図書館の利便性を高め、市民サービスのさらなる向上のために、司書の人員体制の強化を図り、開館日数につきましては、9月から、年末年始を除き、全ての土曜日、日曜日、祝日を開館し、また、土曜日の開館時間を現在の18時から21時まで延長することとし、そのための予算計上となっています。1節の報酬の司書報酬につきましては、週5日パートタイム会計年度任用職員司書1名増員分の報酬を計上しております。司書体制につきましては、現在の週5日パートタイム7名体制から8名体制といたします。職員手当等、共済費、旅費につきましても、同様に司書1名増員に係る経費についての計上となっております。31頁をお願いします。需用費の光熱水費につきましては、9月から開館日数の変更により、8日間、開館日数が増加しますので、8日間分の電気料の使用量増加分について計上しております。委託料の施設管理委託料につきましては、土曜日の開館時間の延長、月末整理日の変更に伴う、シルバー人材センターへの委託料の増額分について計上しております。負担金補助及び交付金の図書館活性化事業補助金につきましては、図書館活性化に資する事業への補助について計上しております。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 続きまして、文化福社会館費です。基本設計委託料は、改修工事に係るものです。文化福社会館は、建設から50年以上が経過し、老朽化から雨漏りや外壁コンクリートの剥離等が顕著な状況であることから、改修箇所の洗い出しや改修方針の決定等を行うこととしております。続きまして、サンビームやない運営費です。実施設計委託料は、トイレ改修に係るものです。これまで、トイレが和式で利用しにくいとのお声を数多くいただいておりますので、男女トイレの大便器を全て洋式化し、あわせて、節水対策として、男子トイレの小便器を個別自動洗浄機能付きの仕様に改修するほか、照明器具のLED化を図ることとしております。その下の自主文化事業委託料は、劇団俳協による親子で楽しむミュージカル公演あらしのよるにを開催するものです。

文化財室長（大岡 弘明） 続きまして文化財保護費でございます。令和5年度に山口県立山口博物館が開館した大考古博展に柳井茶臼山古墳の考古資料を出品した関係で、やまぐち博物館から市内の文化遺産の情報発信ができるイベントの開催の御提案をいただきました。今年度は柳井市合併20周年となりますので、柳井茶臼山古墳等の文化遺産を取り上げるフォーラムを開催する経費を計上させていただいております。内容としましては講師謝礼、各消耗品費、続いて32頁をお願いいたします。看板設置等の手数料、アクティブやないの設備使用料等を計上させていただいております。

学校教育課長（大田 恵也） 続いて、保健体育費です。保健体育総務費の給食扶助の減額についてです。小学校の給食費無償化に伴い、就学援助費の2学期、3学期分の給食扶助を減額するものです。

学校給食センター所長（西本 佳孝） 続いて、給食センター運営費でございます。10節需用費ですが、子育て応援施策の一環として、令和7年度2学期から学校給食費無償化の対象を小学生に拡大し、小中学校給食費の無償化を実施するため、2・3学期分の給食食材購入に係る賄材料費を計上しております。補正額につきましては、小中学校児童生徒及び教職員等の人数2,117人と1食あたりの給食費中学校310円、小学校260円にそれぞれ米やパンなどの物価高騰分を加算した金額をもとに2・3学期の給食提供予定日数1

31日 を乗じて算定した金額となります。18節負担金補助及び交付金につきましては、当初予算において、物価高騰分に対する学校給食会運営費補助金及び中学校給食費無償化対策補助金を計上しておりますが、2学期からの小中学校給食費無償化にあわせて、それぞれ1学期分の給食費見込額を差し引いた額を減額計上しております。また、食物アレルギーにより学校給食の提供を受けられず、学校に弁当を持参される児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、アレルギー対応補助金を計上しております。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍）　　続きまして、体育振興費です。バス借上料は、今年8月に防府市で開催される中国総体2025に出場する柳井商工高校女子バドミントン部を応援するためにバス2台を借り上げるものです。柳井商工高校女子バドミントン部は、これまで高校総体4連覇、全国高校選抜大会5連覇という偉業を成し遂げられ、多くの市民に夢と希望と誇りを与えてくれています。8月の中国総体は、全国大会10連覇がかかる注目度の高い大会として、また、地元山口県での開催でもあり、直接、市民の声援を届ける応援バスツアーを実施するものです。次に、スポーツ合宿補助金、その下のスポーツ大会宿泊補助金については、昨年度末から本年度当初にかけて、問合せが多かったことから、関係者に改めて確認したところ、当初の予想よりも多くの合宿等が計画されていることが分かりましたので、増額するものです。その下のトップアスリート応援補助金は、高校の運動部に所属する、全国大会の上位で活躍するトップアスリートの経済的負担の軽減を図るため、補助金を新設するものです。この補助金の交付を受けるには、市内の高校に通う高校生が高校総体等の主要全国大会で3位以内に入賞すること、また、市内の高校の運動部が主要全国大会で3位以内に入賞することを条件としております。その条件を達成した高校生は、応援指定選手に、高校の運動部は、応援指定団体に認定し、応援指定選手には10万円、応援指定団体には200万円を上限に交付するものです。次の地域スポーツ団体大会出場補助金は、学校の部活動登録とならない地域スポーツ団体に所属する中学生に対し、全国大会等に出場するために必要となる経費の一部を助成することで負担軽減を図るための補助金を新設するものです。続きまして、市民球場管理費です。実施設計委託料は、改修工事に係るものです。市民球場は、建設から30年以上が経過しており、老朽化から雨漏り等が顕著な状況であることから、改修工事を行うためのものです。続きまして、ウェルネスパーク管理費です。実施設計委託料は、テニスコートとアクアヒルやないの改修工事に係るものです。テニスコートは、人工芝や照明器具の更新が、アクアヒルやないは、給排水やろ過設備の更新が必要であることから、改修工事を行うためのものです。

副委員長（岡本 泰行）　　それでは休憩を取りたいと思います。11時10分まで休憩をいたします。よろしくお願ひします。

（ 休憩 午前10時58分 ）

（ 再開 午前11時09分 ）

副委員長（岡本 泰行）　　それでは皆様おそろいですので、休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。先ほどの執行部からの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

委員（篠脇 丈毅） 平郡におけるオンライン診療・オンライン服薬指導の話を分かりやすく説明すると、診療所の他に、郵便局を利用する。東については、薬を郵便局まで運べるということ、それから、宅配までできるんですかね。

健康増進課長（上田 芳枝） 郵便局を活用するということは、オンライン服薬指導を行う専用室を設けてそこに機器を置いて、本土の薬局の薬剤師さんから患者さんが指導を受けます。それと、支払いは郵便局で行い、配送の手配も本土側の薬局が行います。そうすると、平郡郵便局を通さず、本土側から患者宅に薬は配送されます。西についても薬は本土側から配送するんですが、郵便局や郵便局以外の金融機関もないので、支払等については代引きでの郵送となります。

委員（篠脇 丈毅） 宅配をされるというのは、平郡東郵便局には宅配機能はあるんですか。

健康増進課長（上田 芳枝） 宅配というか柳井局からゆうパックで郵送いたします。本土側から薬そのものを配送いたします。

委員（篠脇 丈毅） 配達員さんは東にはいらっしゃるのですか。

健康増進課長（上田 芳枝） これまでの郵便物と同じ方法で柳井局から委託された方が配送を行うと認識しています。

委員（篠脇 丈毅） なぜ、私がしつこくお尋ねするかという郵便局と診療所は指呼の間にあるんですよ。診療所には看護師さんがおられるんじゃないですか。

健康増進課長（上田 芳枝） 診療所にはもちろん看護師がおり、今まで、院内処方だったので看護師が薬剤師のかわりに薬を袋に入れたりしておりましたが、この度なぜ、オンライン服薬指導を郵便局で行うかという、診療所ではない別のところで服薬指導を行うのが、本来のあべきものですが、郵便局へ行くと薬代も支払うことができるということで、東については郵便局を活用するということでございます。

委員（篠脇 丈毅） これで最後にしますが、あくまでもお医者さんの診療によって、服薬が行われるわけですよ。これが基本でしょう。そうした時に、オンラインですからお医者さんの指導によっていただいた処方箋を郵便局に行って、機械でオンラインで記録ができるようにするという考え方でいいですよ。

健康増進課長（上田 芳枝） 平郡診療所で対面診療を行った日に医師が薬局に電子処方箋を送ります。それで、私たちが調剤薬局に行くように、そこを本土側の薬局と郵便局にあるオンラインの端末を通じて指導を受けて、お薬については後日配送されるということで、医師が関わらないわけではありません。

委員（篠脇 丈毅） 島の人たちは心細いですから、しっかりオンラインという形の中で診療に手厚くやってあげてください。お尋ねしませんので、そういう狙いでこういう形をとらざるを得ない状況があるわけですから、どうぞよろしくお願いします。

健康増進課長（上田 芳枝） 高齢者の方が多いので郵便局に委託するというのはその事務の方がオンライン服薬指導を受ける際の支援を行っていただけるという面もありますので、その辺はこちらも十分お願いしたいと思います。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

委員（山本 達也） 今の関連で、今年の9月から実証事業が始まって事業実績は何件くらいあつ

て、それに対する利用者のどんな声があるのかを聞いてみたいのと、併せてオンライン診療というよりも実際に医師に診てもらいたいというような声があるのかなのか。その辺を教えてください。

健康増進課長（上田 芳枝） 昨年行った実証事業の実績としては、オンライン診療・オンライン服薬指導を受けられた方が8名、オンライン服薬指導を受けられた方が74名です。参加者としては55名が参加をされております。その後、アンケート調査を行った声としては、概ね満足されたということなんですが、4分の1ほど郵送料等薬代以外のものがかかればしたくないという声がありました。そこで、郵送料等の手数料がかからない方法を検討し、今回補正予算に計上させていただいております。患者さんは薬代と薬剤師さんの指導を受けるのでそういった費用はプラスになりますが、それ以外はこれまでと変わらない費用ですむ方法を取る方法として考えたのが郵送料、振り込み手数料等を負担するという方法でございます。

委員（山本 達也） 前向きで良かったと思います。33分のトップアスリート応援補助金、これは市内の高校アスリートに限るということですが、これは県内で他にあるんですか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） トップアスリート応援補助金のような補助金は県内で他にはございません。国内でも珍しいと認識しております。

委員（山本 達也） この補助金は御褒美的なものなのか、3位以内に入ればと仰っていましたが、個人であれば10万円、団体であれば200万円もらえる、それはもらえるというよりも支払ったもの例えば、旅費とか生徒が負担したのに対して補助するものなのか、その辺の目的はどのようなのでしょうか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） この補助金につきましては、支払ったものに対しての補助でございますので、200万円はあくまでも、上限でございます。その額に達してなければ少ない額で交付されます。

委員（山本 達也） もう1回、何に対しての上限ですか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 補助金の対象経費といたしましては、報酬、旅費、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、この5点に関する支払いに対して補助するものでございます。

委員（山本 達也） これは、今回提案されていつから実施されるんですか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） この度の議会に諮り、御了承いただければ速やかに要綱を策定したいと考えていますので、要綱の施行日は7月以降になろうかと考えています。

委員（山本 達也） 強豪校には強豪校だけの努力があって、保護者の方の経費もかかるんだろうなと想像いたしますが、十分に手当てをしてあげたいなと思うんですけども、教育の一環と考えると、あまり偏らない考え方も必要なのではないかなと。もっと、地道に結果は出なくても日々活動していらっしゃる子どもさんにも光を当てて欲しいなという思いもあります。それと、33分の地域スポーツ団体大会出場補助金ですよね。これまでも中学生が中国大会や全国大会に出場した場合にも補助の制度があるんですよね。この補助の制度には該当しない地域スポーツ団体にも補助するための補助金という理解でいいんですか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） おっしゃるとおりでございます。

委員（山本 達也） ということは、これまでの中学生の補助と平等の取り扱いになるという認識

でいいんですね。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） これまで柳井市学校保健事業費補助金というものがございまして、こちらについては、全国中学校大会、中国ブロック大会に出場した生徒さんについて補助しているということでございますので、その補助要綱にならってこちらの補助金も制定したいと考えています。

委員（山本 達也） ついでに聞いておきたいんですけども、この地域スポーツへの団体の補助というのは、他市にもあるんですか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 私どもの調べでは、県内では下松市にあることを確認しています。その他にもあるかもしれませんが、把握しているのは下松市だけです。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございせんか。

委員（田中 晴美） 20歳の衛生費の中の予防費についてお尋ねします。猫の不妊・去勢手術は一部補助ですか、全額補助ですか。

市民生活課長（應潟 雄一） 市内の動物病院で聞き取りをしましたところ、オスの去勢についてはだいたい1万6,500円、メスについては3万円弱くらいです。補助としてはオスについては5,000円、メスについては1万円なので全額まではいかないということでございます。

委員（田中 晴美） 野良猫を個人が捕まえて持っていくということですか。

市民生活課長（應潟 雄一） 捕まえていただくのは個人であったり、団体の方であったりということ想定しています。

委員（田中 晴美） 罾のかごか何かを貸してくれるんでしょうか。

市民生活課長（應潟 雄一） その辺りはすでに保護団体が日頃活動されているということを知っておりますので、かごが市のほうで用意されているかどうかは申し訳ございませんがお答えできません。

委員（田中 晴美） 野良猫を手で捕まえるということはできませんので、罾のほうを考えてください。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございせんか。

委員（坂ノ井 徳） 今の田中委員の関連ですが、なぜうちの家にいっぱい野良猫がいるんですね。そういう手術をしている猫は耳をカットしているはずなんです。ほとんどがカットされていない。犬だったら、鑑札を付れたり、予防注射をやるんですが、猫はなかなかその辺が見えにくいんですね。今の田中委員の問題じゃないですが、犬の鑑札のような登録させる方法はないのでしょうか。猫に首輪というわけにはいかないけども何か方法はないのかな。おもしろいもので、1匹そういう猫が出てくると、どこかで捨てに来るといふ不思議と増えるんですね。その確認方法を考慮してもらいたいというのが1つと、田中委員がおっしゃったように猫はすぐにソーセージをぶら下げると檻に入るから、そういう対処の仕方も今後検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

市民生活課長（應潟 雄一） 猫についても登録制度があるようには聞いておりますが、犬ほど一般的になっていないのが現状だと思います。おっしゃるように去勢や不妊手術をしたものについては、耳にV字カットがされている状態だと思います。檻の件につきましては検討したいと

思います。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

委員（長友 光子） 予算書では29割、概要では21割にあたります小中学校の施設改善事業についてです。今回、特別教室の空調設備設置が柳井南小学校と小田小学校でされるということですが、市内全体の特別教室の空調設備の実施状況、今後の計画をお伺いします。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 本年度の柳井南小学校、小田小学校については、特別教室の空調設備の実施設計を委託するものでございます。現在の特別教室の空調につきましては、小学校で69.8%、中学校で86.0%、全体では74.8%で設置しているところでございます。

委員（長友 光子） 設計ということは実施は来年なのでしょう。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 計画といたしましては今年度実施設計を行いまして、工事につきましては順次計画的に進めていきたいと考えているところでございます。

委員（長友 光子） 今年の夏は去年より気温が低くなるということは考えられないと思いますので、本当に特別教室においても空調設備は急がなければならない状態ではないかと思っています。まだ、実施されていない小学校、中学校に関して、計画を早めて遂行していくということが必要なんじゃないかと思っています。そのようなことはお考えではありませんか。

教育総務課長（檜垣 彰宏） おっしゃるとおり昨今気温が上昇いたしまして児童、生徒の熱中症等が心配されるものでございますが、計画的にまず設計を行ってから工事を行うと考えておりますので、早められるところは早めたいという思いもありますが、やはり全体の数がございしますので、順番に計画的に進めていきたいと考えているところでございます。

委員（長友 光子） 児童、生徒の学習環境としても健康を保つ環境としても空調はこの夏には必至だというふうな状況になっているのではないのでしょうか。その辺考慮されて、スピードを上げて特別教室にも空調設備を設置するということを検討して欲しいと切実に要望したいと思います。また、今年も近いうちに空調がいるようになると思いますし、夏休みも10日間短縮して2学期が始まるということです。学校にいる時間が本当に長くなっています。学習環境ということだけでなく、健康に関する環境ということを考えますと本当に急がれると思っていますので、ぜひ早めることを検討していただきたいと要望したいと思います。こういうことを申しますと、夏休み早まった分教室には完備されているのだから教室で過ごせばいいではないかというお話も聞きましたけれども、学校での学習環境ですから夏は教室で過ごすのでいいではないかと思いません。ぜひ子どもたちの健康について本気で取り組んでいただきたいと強く要望したいと思います。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

委員（山本 達也） 31割の文化福社会館の基本設計委託料の2,334万2,000円ですが、さっきの説明では建築から50年経過していて、それで今からどこが悪いとか基本設計され、それが分かれば実施設計に入って。RCの経年劣化を考えたら、どういう改修されるのがいいのか、それとも建て替えられるのがいいのか。誰が見たってRCがボロボロ落ちていて鉄筋が剥き出しになったような状態で、コンクリートがかなり劣化しているのが実情だと思うんですが、これに基本設計に2,334万2,000円もかけて、次の段階の実施設計でどれだけかかるのか。それでどういう改修をされるのか。それで持つと思われているのか。その辺がよく

わからないんだけど、どういうビジョンを持っておられるのか。思い切って建て替えてくださいと予算要求してみたらどうですか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 文化福祉会館につきましては、昭和48年11月に竣工しております。建設から50年以上経過したということで、老朽化による雨漏り、外壁剥離が頻発しております。そうしたことから、その辺の調査、また、外壁と躯体、実際にどの程度まで傷んでいて、どの程度まで活用できるのか。照明器具、空調器具、内装調査、この辺も全体的に今回の基本設計によって洗い出しをしっかりとしたいと、実際に改修がきくものかも含めて調査をし、改修がきくものであれば、引き続きしっかりと長寿命化を図りながら建物を活用していきたいと考えております。

委員（山本 達也） それはわかるんだけど、バタフライアリーナの改修の時でも、設計段階においてRCの経年劣化というのはいくら補強しようが寿命というのは決まっているんですよ。その辺のこともよく踏まえてお考えにならないと、今言われただけでもかなり劣化していますよ。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

委員（坂ノ井 徳） サンビームの自主文化事業について、最近少しずつ増えてきてありがたいことだと思いますが、光や周南と比べると回数はまだまだ少ない。柳井の子どもはかわいそうだなという思いが一方ではしております。電気系はいいんだけど、何かで文化事業を縮小しようという時期がありましたね。今、1億2,000万円くらいの基金があると思うんだけど、その辺も直すものはしっかり直してもらってとにかく文化事業をたくさんすることによって子どもたちの未来を守ってやりたいなと思います。基金を全部取り崩すわけにはいかないんでしょうが、その辺も含めて考えをいただきたいと思いますが、課長さんいかがでしょうか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） おっしゃるとおり建物はずいぶん直す所が多く、とりあえず今年度はトイレということで設計をあげさせていただいています。また、委員のおっしゃるとおりその他の音響設備、また、照明設備、これからどんどん直さなければならない。建物が昭和61年建設でございますので、あらゆるものが劣化をしている所だということでございます。そういったものに関してはしっかりと直して、利用者の方が使いやすい施設、こちらのほうをしっかりとやっていながら自主文化事業等を充実させることによって芸術、文化、発表会、市民の発表の場を今後もしっかりと確保していきたいというふうに考えています。

委員（坂ノ井 徳） 文化事業は音楽だけではありませんので、ぜひお願いいたします。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

委員（平井 保彦） 平郡のオンライン服薬指導の件ですが、要は普通にこちら側で調剤薬局に行って薬を求めるように、平郡においては郵便で受け取るための郵送料と手数料、代引き手数料も含めて、そこは市が払うと。平郡のほうではまだお金がかかるようなことを言われたかと思うんですが、何にどのくらいかかるのかを教えてくださいませんか。

健康増進課長（上田 芳枝） 平郡の患者さんは、御自分の薬代とあとは本土の薬局では服薬管理指導料等が別途かかります。今までは院内処方だったのでそういったものはありませんでしたが、今後は何百円かを薬代にプラスされます。本人負担が増えるので、島民の方には十分に説明するように柳井薬剤師会から指摘がありました。本土の方が調剤薬局に行くときに郵送料等

はかかりませんので、通常負担しない郵送料等については市で負担するというごさいます。

委員（平井 保彦） サンビームやないの件ですが、男子トイレを全部洋式化するというごさだったと思うんですが、全部洋式化して大丈夫なんでしょうか。以前の委員会、中学校か何かのトイレの洋式化では少し残すというごさ話があったかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 私どもに寄せられている声といたしましては、洋式化して欲しいとの声はすべてでございまして、和式を残して欲しいという声は事務局のほうには届いていません。それに伴いまして、男子トイレにある和式トイレ5基を洋式トイレ4基に改修し、女子トイレにある和式トイレ15基を洋式トイレ11基に改修するものでございまして。

教育部長（室田 和範） 補足させていただきます。今課長が申しましたように、洋式化の要望が強いんですが、和式を使いたいという方もいらっしゃいますので、1階、2階の教育委員会側にトイレがございまして。そちらには和式を残していますので、御要望のお客にはそちらで対応したいと考えています。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございせんか。

委員（坂ノ井 徳） 33のウェルネスパーク管理費についてですが、テニスコートやプールを中心というごさでありがたいんですが、中川議員と一緒に水泳連盟の役員をやっておりまして、12月頃までに改修しておかないと1月に大会がございまして、そこはひとつよろしくお願ひいたします。併せて、外壁が汚い、階段のところですが、ここもついでのごさ話として、お願ひをしておきたいと思ひますが、どうでしょうか。急には難しいと思ひますので、覚えてお願ひいただきたいです。プールの件は特に12月中に仕上げていただければと思ひます。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございせんか。

委員（長友 光子） 小中学校の設備の改善についてですが、閉会中の常任委員会でもお尋ねしたんですが、体育館、屋内運動場への空調設備の導入っていうのはもう急がれるんじゃないかという状況にきています。本当に健康と学習に欠かせないようなごさになっているのではないかと、そういう時期にきているのではないかと私は思ひます。体育館の空調というごさ、たくさん費用がかかると思ひます。でも、子どもたちの健康と教育のためには必要になっていると思うので、検討していただきたいと要望します。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございせんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでごさいましたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございせんか。

委員外議員（中川 隆志） 33の体育振興費にスポーツ大会宿泊補助金とありますが、これは柳井市でやるスポーツ大会に宿泊するための補助金ですか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） スポーツ大会宿泊補助金につきましては、市内の開催の大会に出場する団体に対して補助するものでございまして。

委員外議員（中川 隆志） 上のスポーツ合宿補助金と合わせて約155万円あるんだけど、これはそのまま渡し切りなんですか。それとも何らかの使ったというごさことを証明するものを受け取

ることになっているんですか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） スポーツ合宿補助金につきましては、市内に宿泊した人に1泊1,000円ということでございますが、その証明を取ります。スポーツ大会宿泊補助金につきましても同じく1人当たり1,000円ということでその証明を頂戴します。

委員外議員（中川 隆志） せっかく若い人が来て参加してくれるんだから、柳井市にとってもいろいろメリットは大きいと思うんですよ。柳井市に例えば住みたいとか、柳井市に来てどうだったかと。そういうアンケートのようなことはお考えではないですか。

教育部長（室田 和範） この制度を始めてまだそんなに経ちませんので、なかなかそこまでは気が回っていませんでしたが、議員さんおっしゃいますように、市外から来られた方の御意見を参考にして、もう1回来ていただけるように、何かしらの形で意見を拝聴していきたいと思っております。ありがとうございます。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

委員外議員（藤沢 宏司） 33分のトップアスリート応援補助金とか、地域スポーツ団体大会出場補助金なんですけど、両方とも柳井市内の中学校と言われたんですけど、中には強い人は市外に行っている人もいますので、例えば全国スポーツ大会に行くときは激励費とか渡したりしているので、その辺との整合性がどうかというのがあると思います。もしやれるならその辺も含めて枠を広げてあげて、今後の検討課題になると思うので、ぜひお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 委員のおっしゃるとおり、今のところは市内の高校に通う生徒、運動部か市内の中学校に通う、市内に住民票のある中学生が対象になっています。スポーツ留学で福岡に行かれるとか、柳井市出身の方については、今のところは対象になっていません。まず、なかなか把握するのも難しい状況にありますので、この辺についてはこの度は市内の高校に通う人と市内の中学校に通う市民の中学生でやっていきたいというふうに考えています。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより、議案第38号中の市民部、健康福祉部及び教育委員会所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号中の市民部、健康福祉部及び教育委員会所管部分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。次は、付託調査事項についてでございます。（1）学校教育等問題について、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

学校教育課長（大田 恵也） 市内小学校の校長の途中人事についてお知らせいたします。体調不良で現在お休みをしている柳北小学校の河井悟校長が6月16日から3月31日まで休職することになりました。後任として、岩国市立由宇小学校、橋本由紀子教頭が校長として着任する

ことになりました。6月16日付人事異動ですので、来週の月曜日からということになります。  
副委員長（岡本 泰行） ただ今の説明を受けまして、各委員さんのほうから、何か御質疑、御意見等はありませんか。

委員（長友 光子） 由宇小学校の教頭先生の後の教頭先生はどうなるんですか。  
学校教育課長（大田 恵也） 由宇小学校の教頭の後任といたしましては、現在、光市立周防小学校で教諭をしている松岡教諭が後任の人事で由宇小学校の教頭になります。

委員（長友 光子） 松岡先生の後任はどうなっていますか。  
学校教育課長（大田 恵也） 途中での人事ということになりますので、臨時的任用の教職員が配置することになっています。

副委員長（岡本 泰行） ほかにありませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら、報告事項等以外で、この調査事項に関しまして、各委員さんのほうから、何か御発言等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、ないようでしたら、以上で、（1）学校教育等問題についての協議・審査を終わらせていただきます。続きまして、（2）市民生活に関わる社会福祉について、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

健康福祉部長（益田 昌明） ございません。

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら、報告事項等以外で、この調査事項に関しまして、各委員さんのほうから、何か御発言等がございましたら、お願いいたします。

委員（長友 光子） 生活保護の方のエアコン設置についての条件等がどうなっているのか教えてください。

社会福祉課長（山本 直邦） 長友委員のおっしゃる生活保護への補助でございますが、従前から変わりはありません。保護費のやりくりによってエアコンを買うことが大原則でございます。それ以外に災害などの条件に合う方については、一定の上限額がございまして、エアコンの補助はございます。基本的な所は国からの通知が再度まいりましたが、各被保護者に対しましては、周知を現在行っているところでございます。

委員（長友 光子） これも夏に向けて、貯えで用意できない保護世帯は多いと思います。命に関わる問題と思いますが、その辺の改善策はお考えでしょうか。

社会福祉課長（山本 直邦） 先ほど言葉が足りなくて申し訳ございませんが、生活福祉資金の貸付等も活用して設置いただくよう、被保護者の方には説明もしております。長友委員がおっしゃるような酷暑が想定されます。被保護者の方々に対しても、ケースワーカー等が訪問した際にそういった体調管理であったり、そういう相談に適時対応しているところでございますので、さらに今おっしゃるように、今年度についても、今年度以降についても注意喚起等してまいりたいと考えています。

委員（長友 光子） 貸付があるということで、それでできるのであれば訪問されて、本当に危機的状況にあってはいけないのですが、そういう方もこのまま放っておいたらそうなるという方もおられると思いますので、積極的に貸付をされてぜひエアコンは付けるように指導というか援助していただきたいと思います。要望します。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、ないようでしたら、以上で、（２）市民生活に関わる社会福祉についての協議・審査を終わらせていただきます。続きまして、（３）環境に関する調査について、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

市民部長（藤森 斉） ございませぬ。

副委員長（岡本 泰行） 報告事項等以外で、この調査事項に関しまして、各委員さんのほうから、何か御発言等がございましたら、お願いいたします。

委員（篠脇 丈毅） 最近、親潮の流れが変わってきているというふうに漁業関係者の方が特におっしゃっているんですが、海の環境の現状はどのように把握されていますか。

市民生活課長（應瀧 雄一） 県のほうにおいて、柳井市の環境のほうにも掲載しておりますが、柳井大島海域で7地点ぐらい水深の調査をしておりますが、その結果としていずれもすべて環境基準を満たしているという状況でございます。

委員（篠脇 丈毅） 今年の夏の海水浴場の会場、特に柳井市では平郡の五十谷海岸、黒島マリナーパーク、大島の海水浴場がありますが、いずれも適というふうに考えていいですか。

市民生活課長（應瀧 雄一） 今、海水浴場で水質検査を行っていますのは伊保庄マリナーパークと大島のふれあいビーチになります。まだ、正式な検査結果は出ていませんが、第1回の検査をしていますので、その適否については近々に出てくるものと考えています。

委員（篠脇 丈毅） 市民が海に親しむ時期に入りますので、注視をして海域環境が悪化するようであれば、水泳を差し止める等の配慮をしていただきたいと思います。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、ないようでしたら、以上で、（３）環境に関する調査についての協議・審査を終わらせていただきます。続きまして、大きな3点目のその他の項になりますが、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

市民部長（藤森 斉） ございませぬ。

副委員長（岡本 泰行） それでは、ないようでしたら、最後に、その他に各委員さんのほうから、市民部、健康福祉部及び教育委員会の所管に関わる事項について、何か御発言等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 以上で大きな3点目のその他の事項について、終わらせていただきます。以上をもちまして、市民部、健康福祉部及び教育委員会関係を終わらせていただきます。

執行部の皆さんには、大変お疲れ様でございました。ここで、13時まで委員会を休憩いた

します。

( 休憩 午後0時3分 )

( 再開 午後1時00分 )

副委員長(岡本 泰行) それでは休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。互礼を行いたいと思いますので、御起立をお願いいたします。

【 「互礼」 「お願いします」 「御着席願います」 】

副委員長(岡本 泰行) ただいまから、総合政策部、総務部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局関係について審査を進めたいと思います。執行部の皆さんには大変お忙しい中、御出席くださりましてありがとうございます。発言の際には挙手の上、大きな声ではっきりと発言してください。また、私語は控えていただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは付託議案等の審査を行います。

議案第30号、柳井市非常勤職員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

選挙管理委員会事務局書記長(柳屋 康彦) それでは、議案第30号、柳井市非常勤職員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、説明させていただきます。本条例には、非常勤職員の報酬や費用弁償について規定されておりますが、その中には、選挙ごとに選任させていただいております、選挙長や開票管理者、選挙立会人、投票立会人等の報酬額についても規定しているところでございます。現条例では、選挙長や開票管理者等については1万3,000円、選挙立会人や投票立会人等については1万1,000円を超えない範囲で、任命権者が市長と協議して定める額としており、その額につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で規定されております、選挙長等の費用弁償額に準じて、それと同額を選挙の都度定めているところでございます。また、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律でございますが、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、その基準額の見直しがされているところでございます。今年も7月に参議院議員通常選挙が控えており、本法律の一部の改正について、国会で審議され、成立、6月4日に公布されたところでございます。今回の改正で選挙長等の報酬額について、それぞれ おおむね13%の増額となっております。以上のことを踏まえ、選挙の執行業務について円滑な遂行が図れるよう柳井市非常勤職員報酬及び費用弁償支給条例のうち選挙長等の報酬額につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条第1項に規定する各職の区分に応じた額を準用するため、改正を行うものでございます。以上でございます。

副委員長(岡本 泰行) ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長(岡本 泰行) ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

委員外議員（藤沢 宏司） 確認ですが、これは、3年ごとに見直しがあったら、その都度条例を変えないといけなかったけれど、今後は3年ごとに見直しがあっても、その上位法と言うか、それに則ってやるんで、条例はもう改正しなくてもいいというような理解でいいんですか。

選挙管理委員会書記長（柳屋 康彦） おっしゃるとおりでございます。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それではないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより議案第30号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって議案第30号は、全員異議なく可決と決しました。

次は、議案第33号、辺地に係る総合整備計画の変更について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

政策企画課長（三浦 賢太郎） 補足説明を申し上げます。議案書の11頁をお願いします。本議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項に基づき、平郡西辺地に係る総合整備計画を変更することについて、議会の議決をお願いするものでございます。平郡西地区については、法令等で定める辺地の要件に該当するため、令和4年度から8年度までの5か年を計画期間として総合整備計画を策定しております。このたび本整備計画を変更することにより、これに基づいて実施する平郡西地区のコミュニティ施設整備事業に係る経費について、財政運営上有利となる辺地対策事業債の充当が可能となるものでございます。なお、この計画変更につきましては、法に規定する山口県との協議を経ており、4月28日付けで異議の無い旨の回答をいただいているところです。補足説明は以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでございましたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それではないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより議案第33号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって議案第33号は、全員異議なく可決と決しました。

次は、議案第34号、工事請負契約の締結について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

総務課長（久角 恵一） 議案第34号、工事請負契約の締結について御説明いたします。タブレットの02総務課をお願いいたします。はじめに事業の概要ですが、想定最大規模の高潮による庁舎への被害を最小限に抑え、その機能を維持する庁舎浸水対策の一環として、経年劣化している非常用発電設備を更新するとともに、外部からの燃料供給がない場合でも、最低72時間の稼働を確保するため、当該発電機に供給する燃料を貯蔵する地下タンクを庁舎西側に整備するものでございます。それでは資料①の位置図を御覧ください。資料①は、本庁舎1階の平面図でございます。図面では、左上のほうに薄い黄色で着色している箇所になりますが、本庁舎、議場棟の1階、機械室奥に所在する自家発電室内に設置しております非常用発電機を更新いたします。また、さらに左上のほうで、薄い水色で着色している場所になりますが、庁舎西側の屋外に、この発電機に供給する燃料を貯蔵する地下タンクを整備いたします。次に、資料②の改修図を御覧ください。資料②は、先ほどの平面図の詳細図面で、中央やや下が自家発電室になります。既設の非常用発電機は、昭和59年の庁舎完成時から約40年を経過しており、また、ポンプ容量が490Lであることから、燃料いっぱいでも9時間の稼働時間となっております。この発電機を定格出力230kVA、最大電力210kW、燃料消費量50.4L/hの発電能力の高い設備に更新いたします。そして、その自家発電室の左上が、今回新たに設置します地下燃料タンクの位置を示したものでございます。外部からの燃料供給がない場合でも、最低72時間の運転を可能とするよう、発電機用燃料4,000Lの地下タンクをこちらに整備いたします。この他、新たに配置する排水ポンプへの電源設置や、高圧引き込み幹線用プルボックスの取り付け位置を高く変更することとしております。最後に、今後のスケジュールについてですが、令和7年6月28日から令和8年3月27日までの9か月間を工期としております。工事期間が長期にわたることで、御迷惑をおかけする面もあるかと存じますが、請負事業者等と適切に調整しながら、市役所業務に影響が及ばないよう実施して参りたいと考えております。庁舎浸水対策改修電気設備工事につきましては以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（篠脇 丈毅） ちょっと庁舎について基本的なことをお伺いしておきたいと思いますが、当初この庁舎ができたときの、考え方には津波とかはなかったと思うんですね。考え方が、私がちょっと一番気にするのは、せっかく自家発電装置を更新するのであれば、水に浸からないようなレベルに置くべきと思うんですが、その辺の基本的な考え方はどう考えればよろしいのでしょうか。

総務課長（久角 恵一） 庁舎の今回の浸水対策改修でございますけれども、令和5年度の基本設計では、令和6年度の実施設計において検討してまいりましたけれども、庁舎1階の全てを止水範囲とすることは困難でございまして、箇所ごとの重要度、費用対効果の上で考慮、合理性を欠くものと判断しまして、止水困難な状況である市民ホール、正面玄関及び南玄関の風除室、東玄関まわり、食堂棟は止水範囲外としております。本件、自家発電室にございます自家発電機につきましては、止水範囲内としまして、防水壁、それから着脱式防水板によって、止水を可能としておりますので、現在の自家発電室において改修を考えておるところでございます。以上です。

委員（篠脇 丈毅） それでは、ただいまの説明では、自家発電装置がもし水にやられることが想定されたときは、止水壁をもって、それを防止するんでレベルを上げなくても大丈夫だという考え方にたっているんですね。

総務課長（久角 恵一） 御指摘のとおりでございます。

委員（篠脇 丈毅） わかりました。

委員（平井 康彦） 地下タンクから発電機までの間の配管ですが、これは地中を通していらっしゃるでしょうか。

総務課長（久角 恵一） はい。地中を通して供給することになっております。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

委員外議員（藤沢 宏司） 今、篠脇委員に止水壁で対応って言われたんですが、まずは津波とか、浸水対策でレベル的にどのぐらいまで対応できるように設計しているのか。次は、そのディーゼル発電機の容量はどうやって算出されたのか。例えば、光市で一昨日ぐらいですかね、停電がありましたよね。下松市では自家発を持っていましたけれど。その辺を含めてどうなのか。それと地震に対してどうなのか。あと、取りかえの期間中は、ディーゼルは使えないんでしょうから、その時間中はどうやって対応するのか、その4つを教えてください。

総務課長（久角 恵一） まず、浸水のレベルでございますけれども、1階の浸水の高さでございますけれども、T P 3. 8 mまでの高潮の浸水ということが想定されてございますので、そちらを基準に設計をしております。それから非常用発電機の能力でございますけれども、現在の非常発電機の電力供給先、各階の照明であったり、通信監視室、危機管理課等の重要部分へのコンセント、また、消火ポンプやエレベーター、防火管理設備等への機器への電源供給、こういったものが万全を期するように能力を設計をしているところでございます。耐震の関係でございますのけれども、内閣府が令和7年3月31日公表した見直しで、山口県においても被害想定につきまして異動があったところでございます。このうち、本市の最大津波高については、前回の平成24年度と変化が見られないことから、現段階におきましては、平成26年度に山口県が公表した、T P 3. 8 mについても変動しないものと考えておるところでございます。それから、最後に改修中の電源の確保でございますけれども、この工事に関連しまして、別途、発電機の借上料を予算化しておりまして、主に防災用として、発電機取替中の発電代替を行うこととしております。以上でございます。

委員外議員（藤沢 宏司） 発電機の容量は前と一緒にしょうけど、現実的に本当やるんだったら全部を積み上げてって、容量出して、それで持つかどうか計算しないといけないのでしょうけど、今回もそうされたのかどうか、もう1回教えてください。それと、私が聞いたのは、津波じゃなしに、地震、耐震がどうなのかということなんで、その2つだけ教えてください。

総務課長（久角 恵一） まず、非常用発電機の能力につきましては、あくまで発電機自体が非常用ということでございまして、庁舎の防災機能等の電力の確保ということで設計をしているということでございます。地震につきましては、このたびのこの浸水対策改修自体が、高潮への

対策というものでございますので、検討いたしておりません。

委員外議員（藤沢 宏司） 私が聞きたかったのはそうではなしに、どこまでの地震にね、耐えるようなね、その設計にしたのか、それを聞きたかったのであって、もしそれが分かれば教えてください。

総務課長（久角 恵一） 恐れ入ります。ただいまの地震の耐震の関係につきましては、設計書等を見て、別にお答えさせていただきたいと思っております。今、お答えすることができませんので、申し訳ございません。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございせんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それではないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより議案第34号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決と決することに御異議ございせんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって議案第34号は、全員異議なく可決と決しました。

次は、分割付託となっております、議案第38号、令和7年度柳井市一般会計補正予算（第1号）について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

議会事務局次長（寺岡 富美） それでは、令和7年度補正予算書（6月補正）を御覧いただけたらと思っております。補正予算書の16頁をお願いいたします。まず歳出でございます。議会費でございますが、需用費の議場等映像音響設備修繕料は、議場の音響映像設備システムの管理用のパソコンの更新に伴うものでございます。パソコンの更新に当たっては、音響システムのソフトをバージョンアップする必要があるため、バージョンアップしたソフトを導入したパソコンの更新経費を計上しております。次の実施設計委託料は、議場のバリアフリー改修工事のための実施設計業務委託料です。議員席と執行部席の1列目と演壇の段差を解消し、演壇は車椅子利用者の登壇用の高さの低いもの、または、高さを変更できる演壇の設置を考えております。なお、財源として公共施設等適正管理推進事業債を充てる予定としております。

総務課長（久角 恵一） 続きまして、同じく16頁、一般管理費の負担金補助及び交付金につきまして、補助金として、準中型自動車運転免許取得助成金を計上しております。これは、事業課における業務の円滑な遂行を図るため、職員の準中型免許取得に係る助成金交付の制度化に当たり、所要の経費を計上いたしましたものでございます。

政策企画課長（三浦 賢太郎） 7目の企画費につきましては、政策企画課と地域づくり推進課の2つの課が所管しております。最初に、政策企画課所管の主なものについて説明した後、地域づくり推進課が所管する部分を御説明いたします。まず7節の報償費ですが、市民が市政や市民活動への積極的な参画を促進するために開催する柳井ひとづくりアカデミーに係る講師謝礼でございます。続いて17頁ですが、8節の旅費のうち普通旅費は市民と市長と気楽にトークの平郡開催に係る旅費、費用弁償のほうは柳井ひとづくりアカデミーの講師に係る費用を計上しております。その他、11節役務費の手数料、13節使用料及び賃借料のアクティブやない借上料などにつきましても、柳井ひとづくりアカデミーに係る経費を計上しております。

地域づくり推進課長（守田 訓） 続きまして、企画費の地域づくり推進課所管分について御説明申し上げます。企画費には、移住・定住の促進、中山間地域振興として、まちなか夢プランに係るもの、自治会維持支援等に係る経費を計上しております。それでは16頁を御覧ください。報償費ですが、一番下の行、講師謝礼のうち、22万6,000円が地域づくり推進課分でございます。これはまちなかの夢プランを策定するに当たり、専門家を地域へ派遣するための費用でございます。人口減少や高齢化が進むまちなかにおいても、様々な課題に直面しております。その複雑で多様な課題を洗い出し、市民の声としてまとめていくために、専門家の力を借りて助言をいただきながら整理を進めてまいります。また、市民との会合を持つ際には、進行役として、効率的に会議を進めると同時に、中立的な立場として公正な議論が促進されるよう話し合いを進めてまいりたいと考えています。専門家の選定につきましては、山口県に登録のある専門家から、コミュニティやまちなか再生を御専門とする専門家を選定し、派遣回数は8回程度を見込んでおります。続きまして17頁、旅費でございます。上から2行目、費用弁償11万円のうち、5万6,000円が地域づくり推進課分でございます。先ほど御説明しました専門家派遣に係る旅費でございます。続きまして、中ほどの委託料244万2,000円、ホームページ再構築業務委託料でございます。本市では、本市への移住を促すため、やない暮らしサイトを運営し情報発信しております。主な内容は、お試し移住や空き家バンク、国、県、市の各種補助金制度を紹介するとともに、リアルな地方移住情報を随時配信するため、SNSもリンクし、移住促進のプラットフォームとして運営しております。このサイトの空き家バンクページは、令和6年度、本市ホームページの表示回数は、トップページを除いて2位にランクインしていることにあわせ、令和5年度からのアクセス数が約3割の増となっております。このやない暮らしサイトは、今から13年前、平成24年度に作成されており、課題のひとつとして、スマートフォンの対応が不十分と指摘されていることもありますが、このたびは全体的な改修を計画しており、スマホでの見やすさ、使いやすさのみならず、情報の探しやすさの改善や移住の心理障壁を下げるためのコンテンツの拡充、山口県、移住で検索した場合の検索順位の上位表示を目指すために、ユーザーの利便性を向上させる改善などを検討していく予定です。続きまして、ひとつ飛びまして、負担金補助及び交付金、自治会集会所等整備補助金でございます。これは、自治会集会所の新築・改修・解体・備品整備に係る補助金でございますが、当初予算で98万円の予算を計上して対応してまいり予定でしたが、4月に入り、改修、解体が1件ずつ、それから備品整備と5件の申請がございました。今後の申請に対応するため、このたび6月補正予算において170万円の増額をお願いするものでございます。今後の見込みですが、改修を2件、解体を1件、備品整備10件分を見込んでおります。この自治会集会所の補助金でございますが、本年度から備品整備事業を拡充しております。これは、近年、高齢者の膝対策として、畳から床へ改修される自治会があることから、机と椅子の整備、また、酷暑対策として、エアコンと冷蔵庫の4品目を補助対象としたところでございます。続きまして、下の段テレワーク移住支援金でございます。これは、東京圏に在住又は通勤していた者が転入後も勤務先の業務を続ける者に対し補助金を交付するものでございます。4月に入り申請予定がございましたので、次の対応をするために、1世帯子ども2人の世帯分を計上しております。続きまして空き家改修補助金でございます。これは空き家バンクに登録した物件を購入

し改修した際、または、家屋内の家財を撤去した際の補助金を交付するものでございます。続きまして、子育て世代定住促進補助金でございます。これは令和5年度から施行され、今年で3年目になりますが、昨年度も一定の効果があつたと判断しており、この6月補正にてお願いするものでございます。続きまして、子育て世代空き家購入費補助金は、空き家バンクに登録ある物件を購入し、定住する子育て世代に対しまして最大50万円を助成するものでございます。

政策企画課長（三浦 賢太郎） 電算管理費ですが、電算システムの運用管理などに係る経費を計上しております。主なものを御説明いたします。役務費ですが、通信運搬費はキャッシュレスシステムなどのモバイルルーターの回線通信料になります。手数料はキャッシュレス決済に係る書類の発行手数料を計上しております。委託料の電算業務委託料ですが、窓口キャッシュレスシステムの導入に係る委託料を計上しております。これは本市のDX推進の取組の一つとして、証明手数料などの支払いに対応するキャッシュレス端末を1階窓口の税務課、市民生活課に各1台ずつ、計2台を整備するものです。

地域づくり推進課（守田 訓） 続きまして18節、平郡西地区コミュニティ施設整備費でございます。平郡出張所、西平郡連絡所、平郡診療所、西出張診療所及び平郡西集会所の老朽化が著しく、また、これらの施設が土砂災害警戒区域、いわゆるレッドゾーン、イエローゾーン内にあることから、地区の皆様や派遣職員の日常における安心・安全を確保するために、複数の機能を兼ね備えたコミュニティ施設として集約し、移転・整備するものでございます。昨年度から移転場所等、検討してまいりましたが、今年に入り、用地取得の目途がついたことから、これに伴い、用地取得に関する予算及び実施設計に関する予算をこのたびお願いするものでございます。全体的なスケジュールとしましては、本年度に実施設計を行い、来年度に建設工事、令和9年度の供用開始を目指す予定でございます。それでは、旅費、普通旅費についてでございます。用地交渉や地元との打ち合わせなど、10回分の船賃旅費を計上しております。続きまして、委託料、測量・設計委託料については、建築物の実実施設計に係る委託料経費を計上しています。移転補償金算定業務委託料は、移転先用地の対象者は2名でございます。お一人の方の用地は、現況が畑で果樹や農作物を栽培されており、この土地の購入と農作物の補償を行う予定です。もうお一人の方の用地には作業用倉庫が建っており、ミカンの選別や保管庫として、また、漁具用資材の保管庫として使われており、このため土地の購入に併せて、倉庫の移転をお願いすることになります。これらに対する移転補償金を算定するための委託業務の予算を計上しております。次に公有財産購入費と補償補填及び賠償金についてですが、用地購入に関する2件の用地購入費と、移転補償に係る農作物と倉庫の移転補償費を計上しております。移転補償に関するスケジュールとしましては、議決をいただいた後、移転補償費算定業務を入札し、委託契約。その業務終了後、成果報告書に基づいて、地権者2名と用地の購入と併せ移転補償の交渉を行う予定でございます。以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（山本 達也） 17節、18節の負担金補助及び交付金のところで、自治会集会所等の整備補助金、これについての説明があつて、今年からですかね、備品等においても、補助が出るよ

うになったら、非常に近年の高齢化においては、さっきおっしゃったとおり、大変ありがたい制度だと思っています。本当にありがたいなと思っていますが、これ、私の周りでもそうなんです。自治会の改修、解体っていうのは見込みがあったんですが、新築っていうのは、おそろくないと思うんですよね。というのはですね、ほとんど今、希薄になったのかもしれませんが、自治会によっては集会所を持たないっていうのがどんどん今出てきてまして、年に1回、公民館を利用して、1回程度の集会しかやっていない。そういうことだからコミュニティが希薄になってきているのかなっていうのを感じるんですが、正直言って、改修の面でもかなり問い合わせが私どもにもあるんですが、結構古くなって、傷んでいるようなところ、また、この補助ではとても追いつかないから、あるところに聞いたら、地縁団体が整備をして、それを自治会が使っているというところもあるみたいなんです。確か上限8万円でしたか、備品においては、この前もお世話になって、とってもありがたいなと思うんですが、なかなかそれでも、結構、捻出が厳しい状況にあるんです。もう少し、その辺の考え方、実態をきちっと把握されての、その金額ベースなのかっていうところ、ちょっとお聞きしたいんですが。

地域づくり推進課長（守田 訓） 自治会集会所を持ってらっしゃる自治会様に聞いたところ、部屋が20畳を切るぐらいの集会所が多いというところでございまして、そこに机と椅子を整備する席数を計算いたしました。それから20畳以下のエアコンをつける場合の金額も見積もりをとって算定いたしまして、大体16万円、17万円ぐらいになるであろうと算定いたしまして、その2分の1。そして上限額8万円として設定をさせていただいたところでございます。

委員（山本 達也） 分かりました。ちょっとそれと併せて。今実際に、自治会集会所を設置している自治会は、市内どれくらいあるんですか。

地域づくり推進課長（守田 訓） すみません。今手持ちで資料持っていないです。また後日、調べて連絡させていただきます。

委員（山本 達也） 分かりました。その下の子育て世代空き家購入費補助金、これはもうさっき50万円が上限だというお話をいただいたんですが、その上の定住促進補助金との桁違いじゃないんですけども、ちょっと200万円と額が少ないような気もするんですが、今空き家バンクの売買物件って、どれくらい登録されてるんですか。

地域づくり推進課（守田 訓） この5月末で51件でございます。

委員（山本 達也） この空き家の改修補助金もいいんですが、正直言って、我々の地域でちょっと、結構空き家があるんですけど、空き家バンクに登録して、今まであったのがもう全部、お求めになって出てるんですが、今はほとんどないんです。私どもがお世話をするのですが、オーダーメイドでしてらるんですけども、和風物件が多くて、若い方が、即っていう時に、なかなか、この改修ともなると、改修でいくと、これ60万円が上限です。となると今の物価高から見ると、とてもじゃないけど水まわりの辺なんか改修できないんです。そういうことで、若い方が断念されるっていうようなケースもあって、ある程度、定年になってこちらにいられた方、御夫婦で今から家を建てられますけれども、そういう方は思い切って、解体までしてやって、ありがたいことに、今から新築を建てられるんですけども、なかなか若い方に対しての、やっぱりここへ民地を購入されて建てるというのは結構手厚いんですけども、空き家と関連付けての改修となると、なかなかこれじゃ厳しいのかなという思いがするんです。利用さ

れた方がいらっしゃると思うんですが、その辺の声なんかはお聞きになっていますか。

地域づくり推進課長(守田 訓) 空き家改修補助金でございますが、昨年度は6件ございました。家財の撤去のほうも4件分ございましたが、大変喜ばれていると私は思っておりますが、令和5年度に子育て世代の定住促進補助金を新規で取り組むにあたって、この空き家改修補助金のほうも拡充をしたところでございます。補助率も上げたことと併せて、平郡島の加算もプラスでさせていただいたところであります。今年で3年目に入るところでございますが、今、委員さんから言われた通り、子育て世代の空き家の改修等のほうは、その時にはまだ検討はしておりませんでした。他市の状況を見ながら少し研究をさせていただけたらと思います。

委員(山本 達也) 何を言わんとしたかと言うと、やっぱり、今回の議会に諮られている空き家解体の費用は、今までになく思い切らせてされているけれども、空き家バンクに登録して、空き家をどんどん利用してくださいという活動も、今しているわけですよ。そういう事業もしてるんですが、それに比べたら、ちょっとこっちのほうの手薄いのかな。空き家バンクを利用するっていうこともですけども、空き家を利用して活用するっていうことのほうにも、もう少し思い切った手を入れてもらってもいいのかなというふうにも思いますので、ひとつよろしく。

副委員長(岡本 泰行) ほかにございませんか。

委員(篠脇 丈毅) 平郡西のコミュニティ施設のことで、調査費が計上されていますので伺いしてみます。東地区には鉄筋コンクリートづくりの建物がなんぼかあるから、あそこへ避難すればいいよというお話があったんですが、西は残念ながら、そういう恒久的と言うか、堅牢な建物がないので、今度建てる場合は、そういう堅牢な施設が望まれていると思いますが、その辺はどんな感じで今考えておられますか。

地域づくり推進課長(守田 訓) どのような建築物を想定するかというところでございまして、コミュニティ施設を整備するにあたって、建築士さんにも御意見を伺いましたが、やはり海辺に近いことで海水の関係ですね、鉄骨関係はあまり良くない、将来的な維持管理の面も含めて木造が妥当ではないかという見解でございます。鉄筋コンクリートの強靱な建物ということであれば津波を想定されることが多いかと思われそうですが、平成24年に南海トラフ巨大地震に係る被害想定の見直し結果で、山口県はTP3.8mというお話もありましたが、津波の危険区域には入っていないというところがあります。今、建築物を予定している候補地は、津波区域には指定されておられません。それから、津波によって水が上がってくる場合は、多少の時間があります。ハザードマップのレッドラインの上に避難をしていただくということが、まず優先されるということでございまして、警報が発令される場合は大地震発生から約3分後に津波警報が出るというふうに伺っております。海拔10m以上の高台にまずは避難をしていただくということを前提として考えております。

委員(篠脇 丈毅) 私がこれまで平郡西の皆さんとの意見を聞く中で、日頃の対策として台風が来たときに、皆さんが肩を寄せ合って避難できる堅牢な建物、例えば、言葉は適切でないですがシェルターみたいなものがあると安心だねというふうな意見を聞いています。私が思いますのは、今の建設予定地域は、多分、船着場から近い、比較的高い、いわゆる集落の家がたくさんある地域ではないかと思いますが、今、おっしゃられるように、木造と言うと、いろんな災害に対しては難しいのかなあというふうに思いますが、その辺はどんなですかね。

地域づくり推進課長（守田 訓） 現在の移転予定地でございますが、土砂災害、高潮、津波、洪水ですね、これら災害が想定されている区域には指定はされておりません。ただ、想像を絶するような災害が起きる可能性はあろうかと思えます。肩を寄せ合って、皆さんが寄り添えるような場所、その面は集会所を広めに設定してありまして、そちらを避難所として活用できるようなことは計画をしたいと考えております。ただ、津波の想定は、想定外の災害が起こる可能性もございます。その時は、シェルターに集まってくるのではなくて、高台に避難をしていただく、そういうことが基本になろうかと考えております。

委員（篠脇 丈毅） これを最後にしますが、よくよく地元の方と意見調整をしていただいて、第一義は何の目的を果たすのか、私は周防灘、背水の瀬戸から津波がやってきた時は、平郡西はまともに受けてしまうんじゃないかという危惧を持っていまして、その辺いわゆるリスクの整理というのをしっかりして、永久構造物を考えていかないといかんと思うんですよ。将来禍根を残しそうな気がしますんで、今おっしゃいましたが、目的をはっきりさせて進んでいく、そうして意見を調整しながら吸収していくという努力を続けていただきたいなど。もうこれ以上は言いませんが、そう思います。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございせんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでございましたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それではないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより議案第38号中の総合政策部及び総務部等所管部分について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしと認めます。よって議案第38号中の総合政策部及び総務部等所管部分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

それでは、大きな2点目の付託調査事項につきまして審査を行います。4の防災に関する事項について、執行部から報告事項等がございましたら御説明をお願いします。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 危機管理課から防災に関する事項として、大きく2点御報告させていただきます。まず1点目でございますが、柳井市国民保護計画の改定についてですが、本年5月に計画の改定を行いましたので、その内容について御報告いたします。タブレット番号03の柳井市国民保護計画改定の概要と、タブレット番号04、新旧対照表を御覧ください。柳井市国民保護計画は国民保護法に基づき、武力攻撃などを受けた場合に、国・県・市町村及び関係機関が連携して住民の生命・身体・財産を守り、生活の安定を確保するための市の役割を定めたものです。この計画は平成19年2月に策定し、今回で5回目の改定となります。今回は柳井市防災計画と同様に、組織改編、時点修正、訂正に伴い改定するものでございます。組織改編に伴うものとしまして、柳井地域広域水道企業団への経営統合による災害時

の給水体制の役割見直し、都市計画・建築課を都市計画課と建築住宅課に分割したものとなります。また、人口や地区別人口、報道関係機関の名称等を時点修正しております。また、安否情報の収集の際に、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する外国人登録原票を活用することとしておりましたが、住民基本台帳法が改正され、外国人は住民基本台帳制度に含まれることとなりましたので、外国人登録原票は不要となり削除し訂正しております。続きまして、大きな2点目といたしまして、防災に関する資料、タブレット番号05、避難情報に関するガイドライン、タブレット番号06、柳井市の防災対策、タブレット番号07、柳井市の防災体制を委員の皆様へ配布させていただいております。これら資料につきましても、柳井市防災計画や柳井市国民保護計画と同様に、組織改編や時点修正、文言の訂正を行っております。これら資料に基づきまして、去る5月21日水曜日に庁内防災会議を実施しております。特に本年度は、人事異動に伴い多くの部課長が新たに庁内防災会議メンバーとなっておりますことから、災害時の担当業務に支障がないよう、事前の準備を図り各部各課の職員間の意識統一や連携と共に、各部署における防災対策、動員体制の確認など災害に対し取り組んでまいります。また、庁内防災会議では下関地方気象台の職員を講師に迎え、気象情報に対する知識や理解度を深められるよう併せて研修を行っております。危機管理課からは以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら、報告事項等以外で、この調査事項に関しまして、各委員さんのほうから何か御発言等ございましたらお願いをいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、ないようでしたら、以上で防災に関する事項についての協議、審査を終わらせていただきます。

次に、大きな3点目のその他に入る前に、ここで、本委員会に係る閉会中の付託調査事項についてでございますが、引き続き、学校教育等問題について、市民生活に関わる社会福祉について、環境に関する調査について、防災に関する事項についての4点ということにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） 御異議なしということで、そのように決定させていただきます。

続きまして、大きな3点目のその他の項に入りたいと思います。執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

政策企画課長（三浦 賢太郎） 政策企画課から実施計画について御説明させていただきます。資料ですが、ホーム画面の12、市の計画等のフォルダをお開きください。それでは3点をお願いいたします。この実施計画ですが、3の計画の期間、4の計画の構成に記載しておりますが、期間を令和7年度から10年度までの4年間とし、事業の総事業費が1,000万円以上となる

投資的なハード、ソフト事業を中心に対象事業としております。各事業は柳井市総合計画の基本目標の順に記載しており、この度の計画では全体として135事業を計上し、そのうち新規事業は14事業としております。それでは新規事業の主なものを御説明させていただきます。

4を御覧ください。1-1 議会施設整備事業は、議場内の議員席と執行部席の最前列、演壇等との段差を解消する議場のバリアフリー化と、全員協議会室にマイク設備を設置することにより、市政に参加しやすい環境整備を進めるものでございます。1-4 平郡西地区コミュニティ施設整備事業は、平郡西地区のコミュニティ施設として集会所、連絡所、診療所、職員宿舎等の機能を併せ持つ複合施設の整備を計画しております。また、同施設は土砂、高潮、豪雨等の災害時の避難所としての機能も果たす予定としております。5を御覧ください。1-11 保健センター施設改修事業は、昭和57年に建設された保健センターの老朽化した箇所や受電設備について改修工事を行い、施設の長寿命化を図るものです。令和8年度に実施設計、令和9年度以降に改修工事を予定しております。6を御覧ください。2-6 こどもまんなか保育士独自加配事業は、令和6年4月から県が実施するこどもまんなか保育体制強化事業を活用することで、保育の質の向上及び子育て世帯が安心して子どもを預けられる体制整備を図る私立保育所に対して補助するものです。3歳未満児クラスに国基準を上回る保育士を配置した場合に、施設の規模に応じて補助金を交付します。9を御覧ください。2-29 文化福祉会館改修事業は、昭和48年の建設から50年以上経過し、老朽化による雨漏り、外壁の剥離などが顕著であるため、危険箇所の洗い出しを含めた基本設計を行ったのち、計画的に改修工事を行うものです。令和7年度に基本設計、令和8年度に実施設計を予定しています。2-32 南浜テニスコート整備事業は、南浜テニスコートの県道柳井上関線に面した箇所において、フェンスを越えたボールが車道に飛び出す事例が発生しており、通行に支障をきたしているため、フェンスの高さを変更する改修工事を行い安全対策を図るものです。令和8年度に実施設計と改修工事の経費を計上しております。10を御覧ください。2-33 小田浜グラウンド施設整備事業は、小田浜グラウンド敷地内にトイレを新設するとともに、アクセス道路等の整備を行うことにより、利便性向上を図るもので、各年の事業費等は整備方針が確定次第、計上していく予定です。2-34 トップアスリート・チーム支援事業は、全国大会に出場し、優秀な成績を収めた中高生アスリートを支援することで、地域スポーツの振興と活性化を図るものです。高校生に対しては、柳井トップアスリート応援補助金として対象の団体に200万円、選手に10万円を、また、中学生には地域スポーツ団体大会出場補助金として、全国中学校体育大会などに出場にする際の旅費に対して2分の1以内で補助するものです。14を御覧ください。

4-19 洪水ハザードマップ整備事業は、令和3年7月の水防法改正により洪水浸水想定区域の指定対象が拡大され、令和6年に山口県が新たに市内の8水系・13河川を指定対象としたことに伴い、新たに洪水ハザードマップを作成し、市民への周知を図るものでございます。16を御覧ください。4-35 農道施設個別施設計画更新事業は、農道施設であるトンネルや橋梁の適切な管理と機能保全のため、専門業者による点検、診断を実施するもので、この診断結果を基に個別施設計画を策定し、将来の修繕に必要な予算の平準化を図っていくものです。4-39 おでかけサポート事業は、自動車を運転しない市民がタクシーやへぐりを利用する際に運賃の一部を助成することで、日常生活の移動支援を行うとともに公共交通機関の利用促

進を図るものです。これについては令和7年10月以降、15歳から74歳を対象に事業開始します。令和8年度以降は現行の75歳以上を対象とした高齢者おでかけサポート事業と統合する予定で計上しております。20頁を御覧ください。6-13 農業・漁業用機械等整備支援事業は、生産の効率化と経営発展のため、農業・畜産・漁業用機械等の導入に係る経費の一部を助成するものです。6-14 農業担い手センター整備事業は、昭和55年に供用を開始した農業担い手センターの長寿命化及び利便性を図るため、耐震診断等を行うものです。令和7年度耐震診断、令和8年度実施設計を予定しています。21頁を御覧ください。6-24 石井ダム水利地理情報管理システム構築事業は石井ダムから余田南地区、新庄南地区のため池に送水する導水管などについて、水利地理情報管理システムを導入してデータ化することで、現状把握をし、施設管理の効率化を図るものです。新規事業につきましては以上でございます。

財政課長（山本 健司） 続きまして、25頁の中期財政見通しについて説明いたします。この表は、計画期間の令和7年度から10年度までの財源の確保及び歳出の見込み等について一般会計ベースで試算を行った表です。令和7年度は、当初予算額に6月補正額を加えた肉付け後の予算額を計上し、令和8年度以降は歳入補填目的の基金繰入を勘案せずに試算しております。最下段には、差引額として財源不足をお示しておりますが、令和8年度から10年度までの合計は約24億6,100万円となっております。ここで基金の残高を確認していただきますので、タブレットの6月定例会フォルダをお開きください。3番の令和7年度予算案の概要（6月補正）の12頁をお願いいたします。4 基金残高（6月補正後）の基金の状況を御覧いただきますと、表の太線で囲んだ中の中段より下のグレーの網掛け部分一般会計の計の欄に令和7年度末の残高見込額を記載しており、現時点においてはこの基金により対応が可能であると考えております。では、先程の実施計画の25頁にお戻りください。それでは項目ごとに説明いたします。まず、歳入の地方税でございます。地方税のうち市民税は計画期間中のうち、令和7年度においては個人住民税の定額減税終了や法人収益の動向を踏まえた増収を見込んでい一方、令和8年度以降においては、昨今の円安や物価高騰など今後の経済情勢が不安定なことなどを想定し推計しております。また、固定資産税については令和8年度までは特例措置による減収を、9年度以降は復元・増収を見込んだものとなっております。譲与税等には、国税として徴収した額の一部が譲与される地方譲与税、県税として徴収した額の一部が交付される利子割交付金、地方消費税交付金等を計上しております。なお、固定資産税に係る特例措置に伴う市税の減収分については、全額地方特例交付金により補填されることからこれらを踏まえて計上しております。地方交付税ですが、令和7年度予算では地方交付税のうち普通交付税は43億円、特別交付税を7億4,000万円計上しておりますが、臨時財政対策債は地方財政計画を踏まえ、計上しておりません。国の地方財政計画は不透明ではありますが、税収の減収、また、新たな算入項目の創設や過疎対策事業債の発行に伴う需要額の増加など基準財政需要額の増加が見込まれることから、普通交付税は緩やかに増加すると推計しております。地方債は実施計画に計上された普通建設事業に充当予定の地方債の見込額を計上しております。事業実施予定年度により、金額の増減がございます。その他の主なものとして、国県支出金や貸付金等がございますが、国県支出金のうち扶助費に充当される支出金がその大半を占めており、歳出の扶助費の伸びに対応した金額を計上し、また、普通建設事業の財源となっているものにつ

いては、その金額を考慮して計上しております。貸付金元金収入につきましては、歳出の各年度の貸付金に対応した額を計上しております。次に歳出です。人件費は、定年の段階的引き上げにより、隔年で定年に達する職員が生じ、定年退職者に対する退職手当が隔年で計上されるため、金額の増減がございます。特に令和8年度には一般職で14人の定年退職者を予定しており、人件費が大幅に増加する見込みです。扶助費は主に社会保障費にかかる費用ですが、年々増加傾向にあり、近年の増加率を踏まえて推計しております。公債費は今後見込まれる普通建設事業の財源となっている地方債について、年度ごとに現在の借入利率で借り入れたとして算出しております。投資的経費は普通建設事業費と災害復旧事業費の合計です。その他の経費は、物件費、維持補修費、補助費、繰出金などの合計額としております。主なものといたしまして、物件費及び補助費は、年度によって増減があるため、令和7年度6月補正後予算額に実施計画の増減等を考慮して計上しております。維持補修費におきまして、施設補修等は増加傾向にありますが、1件あたりの金額が少額なものを計上しているため、およそ同額で推移するものとして見込んでおります。繰出金では国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療に係る繰出額について、それぞれ過去の給付費の伸び率等を勘案して計上しております。中期財政見通しについては以上でございます。

引き続きまして、ふるさと納税に係る寄附の状況について説明いたします。タブレット08 財政課の資料を御覧ください。1 ページ目には寄附の用途別、金額別及び寄附者の居住地別の内訳を、2 ページ目は返礼品等に要した経費と、寄附受領額の月ごとの推移をグラフ化してお示ししております。令和6年度のふるさと納税は表頭に記載しておりますとおり、件数が1,839件、金額が7,603万8,000円でございます。令和5年度が2,193件、8,956万8,000円でございますので、件数、金額ともに減少しております。なお、令和6年度の主な減少要因はパソコン及びチョコレート菓子に対する申込数の減少によるものでございます。申込数減少の要因として、パソコンにつきましては全国で同様の返礼品を提供する自治体数が増加したこと、菓子につきましては一定期間、受付ができなかった期間がございましたので、それら要因として推測されます。用途別に見ると、5割の方が市長に用途を委ねられておられ、金額別では1万円以上2万円未満の寄附をいただいた方が最も多く、次いで1万円未満となっており、合わせて8割弱の割合となっております。一方、金額ベースでみると、最も多額の寄附となっているのが30万円以上50万円未満、次いで50万円以上100万円未満の寄附の順となっており、いずれも市内で製造されたパソコンを返礼品として希望されているものでございます。居住地別では北海道から沖縄まであらゆる地域から御寄附をいただいておりますが、関東からの御寄附が約4割を占めております。2 ページ目をお願いします。収支状況の歳出の列を御覧ください。ここには事業実施に要した経費を記載いたしております。まず返礼品代金が2,196万8,868円、配送料が177万5,126円、ポータルサイト運営及び決済に係る経費として908万3,892円、経費合計は3,282万7,886円となっております。これを寄附金額から差引きした4,321万114円が実質的に手元に残った金額となります。月別の寄附受け入れの動向ですが、10月中下旬から徐々に増え始め12月には急激に伸び、1月以降は再び沈静化するといった動きを示しております。なお、本年は10月以降、各ふるさと納税のポータルサイトでのポイント制度が廃止されることから、9月

に駆込みの寄附が発生することが想定されます。ふるさと納税による歳入は一般財源を確保する非常に有効な手法であること、さらに地域経済に返礼品の購入という形で貢献できる地方にとってはありがたい制度と考えており、引き続き、ふるさと納税による寄附額を伸ばすよう積極的に取り組んでまいります。以上でございます。

選挙管理委員会事務局書記長（柳屋 康彦） それでは選挙管理委員会事務局から、令和7年12月31日任期満了に伴います柳井市議会議員一般選挙の日程が決定されましたので、御報告させていただきます。タブレット番号は09をお願いします。去る6月2日に選挙管理委員会会議が開催され、選挙期日を令和7年12月7日とすることが決定されました。これにより、告示日が11月30日日曜日、また、同日が立候補受付日となり、受付時間は午前8時30分から午後5時までとなります。投票日時は12月7日日曜日、投票時間は午前7時から午後7時まで、平郡地区につきましては前日6日土曜日、午前7時から午後6時までとなります。また、開票日時は、7日日曜日、投票終了後、午後8時15分から、場所は柳井市体育館のバタフライアリーナで行う予定としております。当選証書付与式は8日月曜日、午前10時から市役所3階大会議室で行う予定です。参考ではありますが、6月2日登録日現在の選挙人名簿登録者数は25,279人となっております。立候補予定者説明会は10月7日火曜日、午前9時30分から市役所3階大会議室で行います。選挙人名簿登録の資格基準日は告示日前日の11月29日土曜日、年齢要件は平成19年12月8日までに生まれた方、転入者は令和7年8月29日までに住民基本台帳に記載され、引き続き柳井市に住んでいる方となります。なお、市の選挙でございますので、市外転出者は投票できません。2頁は当日投票所及び期日前投票所の一覧で、場所や期間等を掲載しておりますので御参照ください。選挙管理委員会事務局からは以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの報告を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（篠脇 丈毅） 先ほど、ふるさと納税のお話をちょうだいしたんですがね、市内で製造したパソコンに人気があるというふうにおっしゃったように思うんですが、どの程度のパソコンが返礼品として使われているか、教えていただけませんか。

財政課長（山本 健司） 50万円程度の寄附額で求められるパソコンですので、その3割にあたるものが本体の金額になります。それぐらいのパソコンが、一番よく出ております。

委員（篠脇 丈毅） それはノートですか。

財政課長（山本 健司） 主にノートパソコンでございます。

委員（篠脇 丈毅） ありがとうございます。

副委員長（岡本 泰行） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、ないようでしたら、最後に、その他に各委員さんのほうから、総合政策部及び総務部等の所管に関わる事項について、何か発言等がございました

らお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 泰行） それでは、ないようでしたら、以上で、大きな3点目のその他の事項について終わらせていただきます。各委員の皆様、そして執行部の皆さんには、慎重なる御審査をいただきましてまことにありがとうございました。これをもちまして、本日の委員会を終わらせていただきます。

（ 閉会 午後2時25分 ）

副委員長署名 \_\_\_\_\_ 岡本 泰行 \_\_\_\_\_